

国立国会図書館の書誌データにおける個人情報取扱要領

平成 29 年 7 月 31 日国図収 1707272 号

改正 令和 2 年 12 月 18 日国図収 2012102 号

1 趣旨

本件は、国立国会図書館（以下「館」という。）が作成し、提供する書誌データ（典拠データ及び雑誌記事索引データを含む。以下同じ。）に含まれる個人情報（国立国会図書館の保有する個人情報の保護に関する規則（平成 29 年国立国会図書館規則第 4 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項を定める。

2 書誌データ作成及び提供の目的

館は、国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）第 7 条及び第 21 条の規定に基づき、書誌データを作成し、国民に提供する。

3 書誌データにおける個人情報の取得方法及び取得項目

(1) 書誌データにおける個人情報は、原則として次に掲げる（a）から（c）までの資料等（以下「公表資料等」という。）に掲載された事項から、アクセス・ポイントとして記録する個人につき、その名称（表記形）、名称の読み、識別要素（生年¹、称号等及び職業・活動分野等）を取得するものとする。

（a）書誌データ作成の対象となる館の所蔵資料等

（b）（a）以外の公刊された出版物（人名辞書その他の参考図書類を含む。）

（c）官公庁、他国の国立図書館等が作成し提供するデータベースその他のインターネット上の信頼性の高い情報資源

(2) 前号の規定により書誌データに記録する個人情報の決定及び書誌データとしての提供には、当該個人情報に係る本人（以下単に「本人」という。）の同意を要しないものとする。

(3) 公表資料等以外から取得した個人情報を書誌データに記録する場合は、本人の同意を得るものとする。

4 個人に対するアクセス・ポイントの識別要素

書誌データの個人に対するアクセス・ポイントは、個人を識別する観点から、生年、称号等及び職業・活動分野等の個人情報を識別要素として記録することがある。個人に対するアクセス・ポイントに記録する識別要素は、次のとおりとする。

¹ なお、本件では、『日本目録規則 2018 年版』でいう「個人と結びつく日付」のうち生年のみを扱う。個人情報の定義により没年は本件の対象外とする。

(1) 原則としてアクセス・ポイントの対象となる個人の生年及び称号等を取得する。

識別に当たっての客観性や安定性が高いこと、『日本目録規則』「第2部属性」「セクション5 アクセス・ポイント」で典拠形アクセス・ポイントの構築について規定されていることから、公表資料等から判明した場合は、生年及び称号等を識別要素として記録する。

(2) 職業・活動分野等の情報も取得する場合がある。

公表資料等から生年若しくは称号等が取得できない場合又は生年及び称号等だけでは個人の識別ができない場合には、公表資料等に記載され、継続的に使用することが可能と判断される職業・活動分野等を表す語彙を識別要素として記録する。

また、個人の識別に必要な場合は、公表資料等に記載され、継続的に使用することが可能と判断される所属、賞歴、共有筆名及び館が付与した典拠レコード管理番号を説明・管理要素²として記録する。

いずれの場合も、一般によく用いられている語彙を統一的に用いることがある。

5 書誌データにおける個人情報への利用及び提供方法

書誌データにおける個人情報は、書誌データの作成及び提供の目的の範囲内で利用する。書誌データは、各種オンラインサービス及び JAPAN/MARC 等の館が提供するサービスによって国民の利用に供する。

6 館外の図書館等における利用

前項のサービスを提供するに当たっては、書誌データにおける個人情報の作成及び提供の趣旨、館における取扱い等について十分な周知を図る。

7 書誌データの管理

書誌データは、個人情報を含むことに鑑み、館の情報システムにおいて厳格に管理する。館の職員は、担当する業務に応じ、館の情報システムで管理される書誌データにおける個人情報の作成及び参照の権限を持つ。また、書誌データの作成業務の委託において、個人情報の作成及び参照は委託契約の履行に必要な範囲にとどめるよう厳格に管理する。

² 説明・管理要素とは、「実体の属性のうち、説明や管理のために記録する要素。注記や識別子など。」(『日本目録規則 2018 年版』付録 D 用語解説から抜粋)